

## シューマン・プラン交渉過程からみる

### ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体設立条約調印の意義（1）

中 屋 宏 隆

#### はじめに

本稿の課題は、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（European Coal and Steel Community, 以下 ECSC と略す）の超国家性の前提とされた各国の共同体への「平等参加」を、特にドイツ連邦共和国（Bundesrepublik Deutschland, 以下西ドイツと略す）の経済主権問題と関連させながらシューマン・プラン交渉過程を検討することである。

ECSC を議論する場合必ずその特徴として言及されるのが、超国家性についてである。超国家性とは従来までは国民国家に保持されていた主権の一部を、その上位の国際機関に委譲することである。ECSC は最高機関（High Authority, 以下 HA と略す）という超国家機関を創設し、従来ならば国家が有していた石炭鉄鋼分野の政策決定権限をこの機関に委ねることが取り決められた。筆者が注目しているのは、この主権委譲の条件として加盟国は「平等」での参加を前提にしていたという事実である。このことは、これまでの研究では看過されてきたと言ってよいだろう<sup>1)</sup>。一見すると加盟国の平等とは当然の条件のように思えるからである。しかしながら、ECSC には完全な主権国家の道程を歩み始めたばかりの西ドイツの参加が予定されていたということが想起

1) AAPD 1951, Nr. 17, S. 72-3, DBPO 1950-1952, No. 222, p. 419, FRUS 1950 vol. III, Memorandum by Thorp to the Secretary of State, Dec. 14 1950, pp. 765-766. この平等参加の問題は、交渉開始直後は明示的に議論されないが、調印に向けての最終局面になると激しく議論されることになった。なお、史料の略記については脚注 6) を参照。

されるべきであろう。加えて、西ドイツをめぐる問題こそが、交渉の行方を大きく左右する状況にあり、しかもシューマン・プランは、連合国の経済統制下にあったルール石炭鉄鋼業を、超国家機関の管理下に移行させようとしていたのである。ならば、ルール地域の経済統制をめぐる問題を超国家性の前提となった平等という条件と整合性を持たせながらどのように処理していくのが交渉締結に向けての鍵となったのは当然のことであろう。事実、交渉の最終局面ではこの問題こそが条約調印に向けての課題となったのである。この課題解決への合意が関係各国の相互作用で形成されていく過程こそが明らかにされなければならない。

この対象時期を扱った先行研究として、まずシュピーレンブルフとポワドバン (Dirk Spierenburg & Raymond Poidevin) の共著文献が挙げられる<sup>2)</sup>。両者は、シューマン・プランの発表に至る背景からその調印・各国批准に至るまでを的確にまとめている。しかし、本稿のようにルール地域の経済統制体制の存在は強く意識されてはおらず、前史との関係が不明瞭である。ギリンガム<sup>3)</sup> (John Gillingham) とシュウォーツ<sup>4)</sup> (Thomas Schwartz) もこの交渉過程を詳細に分析しているが、ともに本稿第Ⅱ節でふれる1950年9月のニューヨーク英米仏外相会談を重視しているため、シューマン・プラン発表から条約調印に至るまでの約一年間の過程を提示することに成功していない。私見では、この一年間の過程を把握しなければ、シューマン・プランの真の意義を把握できないと考える。また、ロベット (A. W. Lovett) の論文は関心と手法においても本稿と非常に近接性がある<sup>5)</sup>。しかしながら、西ドイツ行政府内の意見の相違に

2) Dirk Spierenburg and Raymond Poidevin, *The History of the High Authority of the European Coal and Steel Community: Supranationality in Operation*, London, Weidenfeld and Nicolson, 1994, pp. 9-28.

3) John Gillingham, *Coal, Steel, and the Rebirth of Europe, 1945-1955: The Germans and French from Ruhr Conflict to Economic Community*, Cambridge etc., Cambridge University Press, 1991, pp. 228-298. (以下、この文献を引用する場合は *Coal* と略す。)

4) Thomas Schwartz, *America's Germany: John J. McCloy and the Federal Republic of Germany*, Cambridge etc., Harvard University Press, 1991, pp. 185-209.

5) A. W. Lovett, "The United States and the Schuman Plan. A Study in French Diplomacy"

まで踏み込んでおらずやや分析不足である。これらの研究史上の問題を踏まえて、本稿においてはその対象をシューマン・プラン宣言から ECSC 設立交渉を経てその正式調印に至る約1年間に限定し、西ドイツの経済主権問題が必然的に ECSC 設立条約調印の問題と交錯していく過程を中心に分析する。

第Ⅰ節で、1950年5月のシューマン・プラン発表から8月までの展開を分析する。ここではシューマン・プラン宣言に生まれた問題点と HA 設置問題を扱う。そして、朝鮮戦争とシューマン・プランの関係について先行研究を批判的に検討する。第Ⅱ節は、1950年9月から12月までを分析する。ここではシューマン・プラン交渉に大きな影響を及ぼすことになった高等弁務官府法律27号の発表から米仏合意形成までを扱う。第Ⅲ節では、1951年1月から3月までの過程を分析し、最後に以上の交渉過程分析から導き出される ECSC 設立条約調印の意義を述べることにしたい<sup>6)</sup>。

1950-1952", *The Historical Journal*, Vol. 39, No. 2, 1996, pp. 425-55.

6) 本稿では、コブレンツの Bundesarchiv で収集したシューマン・プラン交渉の史料から概略を押さえた。それを補完する形で西ドイツ政府の閣議史料である *Die Kabinettsprotokolle der Bundesregierung: Band 2-4, 1950, 1951*, Boppard am Rhein, Harald Boldt Verlag, 1984, 1986, 1988 (以下、それぞれ *KPB Bd. 2 1950, KPB Bd. 3 1950, KPB Bd. 4 1951* と略す) やアメリカ国務省史料 *Foreign Relations of the United States 1950, vol. III: Western Europe*, Washington, USGPO, 1977 (以下、*FRUS 1950 vol. III* と略す)、*Foreign Relations of the United States 1951, vol. IV: Europe: Political and Economic Developments, Part I*, Washington, USGPO, 1985 (以下、*FRUS 1951 vol. IV* と略す)、イギリス外交史料 *Documents on British Policy Overseas, Series II, vol. I: The Schuman Plan, the Council of Europe and Western European Integration 1950-1952*, London, Her Majesty's Stationery Office, 1986 (以下、*DBPO 1950-1952* と略す) を利用した。加えて西ドイツの外交史料である *Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland: Adenauer und die Hohen Kommissare 1949-1951*, München, R. Oldenbourg Verlag, 1989 (以下、*AAPD AHK 1949-1951* と略す)、*Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland: 1949/50*, München, R. Oldenbourg Verlag, 1997 (以下、*AAPD 1949-50* と略す)、*Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland: 1951*, München, R. Oldenbourg Verlag, 1999 (以下、*AAPD 1951* と略す)、*Die Bundesrepublik Deutschland und Frankreich: Dokumente 1949-1963: Band 2 Wirtschaft*, München, K. G. Saur, 1997 (以下、*BDFD Bd. 2* と略す) からは西ドイツ行政府内の意見調整を分析することを用いた。特に西ドイツ行政府内部の意見の相違については *AAPD 1949-50, 1951* から分析した。

## I 第一次シューマン・プラン交渉

### 1 シューマン・プラン発表時のフランスの意図

1950年5月9日、シューマン・プランはフランスの外務大臣シューマン (Robert Schuman) によって発表された<sup>7)</sup>。この日は現在、ヨーロッパ連合 (European Union) によって「ヨーロッパの日 (Europe Day)」と定められている。このことは戦後ヨーロッパ統合史において、シューマン・プラン宣言がいかに重要視されて来たかを物語っていると見えよう。その宣言の中で注目されるのは、「フランス政府は独仏両国による石炭および鉄鋼の生産の全体を、他のヨーロッパ諸国にも参加の道を開いている機構の中で、共同の HA の下に置くことを提案する」という節と「こうして結ばれる生産の連帯性は、もはやフランスとドイツの間に、どんな戦争も考えられなくなったばかりではなく、事実上不可能になったことを示すであろう」という節であった<sup>8)</sup>。この二つの節で唱われる「HA」設置と「不戦共同体」構築は、シューマン・プラン宣言によって設立された ECSC の意義を語る上で欠かせない要素を形成していた。なぜなら、HA 設置は国家主権の一部を委譲することを意味しており、政府間協力によって運営される国際機関とは一線を画していたからであった。そして、不戦共同体とは、普仏戦争以来繰り返し戦火を交えてきたドイツとの争いをこの石炭鉄鋼共同体創設で乗り越えようとする意志を示したものであった。その両概念ともフランスの外交政策を大きく転換させるもので、戦後フランス史においても一大転機となったのである<sup>9)</sup>。

しかしながら、シューマン・プランの背景にあったのは、当時のアメリカの

7) BA, B136/2472, Schuman-Plan Dok. 1, Erklärung von Aussenminister R. Schuman, Mai. 9 1950.

8) Peter M.R. Stirk and David Weigall (ed.), *The Origins and Development of European Integration: A Reader and Commentary*, London & New York, Pinter, 1999, p. 76, ロベール・シューマン, 上原和夫・杉辺利英訳『ヨーロッパ復興』朝日新聞社, 1964年, 146-148ページ。

9) Frank Roy Willis, *France, Germany, and the New Europe, 1945-1963*, California & London, Stanford University Press & Oxford University Press, 1965, p. 81, ロベール・フランク, 廣田功訳『欧州統合史のダイナミズム』日本経済評論社, 2003年, 38ページ。

ドイツ占領政策が転換する中で、西ドイツの経済力をいかに封じ込めるかという政策課題であり、その点に変化はない<sup>10)</sup>。さらに言うならば、ルール地域で豊富に産出される良質の石炭をフランス鉄鋼業に安価で安定的に供給することで、その近代化を促進し、フランス工業力の底上げを図ることがその最終目標であった。もちろん、そうした経済的優位を達成した上で、西ドイツを軍事的にも封じ込めることが構想されていたからこそ「不戦共同体」を表明するシューマンの宣言になるわけであるが、それはあくまで長期的な目標であり、短期的には経済的なものが第一目標であったということは押さえておくべきである。それゆえ、HA や不戦共同体などの宣言内容に拘泥し、その後の展開を一面的な超国家性や軍事的安全保障の視点からのみ理解することには問題があるであろう<sup>11)</sup>。

## 2 アデナウアーのシューマン・プラン受入

シューマン・プランで目標とされたHA の設置は、西ドイツから考えてみても大きな意味を持っていた。西ドイツは、1949年9月に建国の日を迎えていたが、依然外交主権は連合国高等弁務官府に保持されたままであった。連合国軍政府統治下から続く経済統制も継続しており、通常考えられているような主権国家ではなかった。初代首相アデナウアー (Konrad Adenauer) は、粘り強い外交努力を重ねながら国家主権を回復していくことを、政策の中でも重要な位置に据えていたと言えよう。

10) ジャン・モネ、黒木壽時訳『ECメモワール ジャン・モネの発想』共同通信社、1985年、96ページ。フランスには、当時のアメリカ主導の経済統制体制の中で、西ドイツの権限がなし崩し的に拡大して行くことに対する危機感もあったと考えられる。

11) Volker Berghahn, *Unternehmer und Politik in der Bundesrepublik*, Frankfurt am Main, Suhrkamp Verlag, 1985, S. 146, John Gillingham, "Solving the Ruhr Problem: German Heavy Industry and the Schuman Plan" in *Die Anfänge des Schuman-Plans 1950/51*, ed. by Klaus Schwabe, Baden-Baden, Nomos Verlag, 1988, S. 401-403 (以下、この論文を引用する場合は "Solving" と略す。), Schwartz, *op. cit.*, pp. 199-200, 石山幸彦「シューマン・プランとフランス鉄鋼業 (1950-52年) ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設」『土地制度史学』第140号, 1993年7月, 1ページ。

そうした中で、シューマン・プランが発表された。正式発表前に連絡を受けていたアデナウアーは「シューマンのようなフランス人の宣言を聞くことを、25年もの間待っていた」と全面的な賛成の意を表明し、共同体設立交渉への参加もすぐに発表した<sup>12)</sup>。ここで留意しておきたいのは、アデナウアーが上述のようにシューマンの提案を賞賛したのは周知の事実であるが、シューマン・プランは必ずしもアデナウアーの理想に合致したのではなく、全面的に受け入れようとしたわけではなかったということである。確かに彼の回顧録には「モネ (Jean Monnet) が提案する石炭鉄鋼業の経済統合計画には非常に賛成であった」とあるように、フランス案を手放して称賛しているかのような印象を受ける<sup>13)</sup>。しかし、彼の考えの中には、シューマン・プランの対象となる石炭鉄鋼業分野におけるルール国際機関 (International Authority for the Ruhr, 以下 IAR と略す) などの西ドイツのみに課せられている経済統制の早期撤廃があったことを看過すべきではない<sup>14)</sup>。シューマン・プランは、参加加盟国の平等参加を HA への権限委譲とともに重要な条件としており、現行のルール地域の経済統制が共同体内での平等な競争条件とは合致しないのは自明のことであった<sup>15)</sup>。であるとすれば、アデナウアーはシューマン・プランを梃子に平等に共同体に参加することを実現し、当初西ドイツが構想していたよりも早期にかつ満足の行く形で経済統制を終了させることを期待していたと考えることができるであろう<sup>16)</sup>。

12) Gillingham, *Coal*, pp. 232-233, Stirck and Weigall, *op. cit.*, p. 64.

13) AAPD 1949-50, Nr. 57-8, S. 145-147, Konrad Adenauer, *Erinnerungen 1945-1953*, Stuttgart, Deutsche Verlags-Anstalt, 1965, S. 336. (佐瀬昌盛訳『アデナウアー回顧録 I・II』河出書房, 1968年, 52ページ。)

14) *Ebenda*, S. 381. (邦訳, 98ページ)

15) *Ebenda*, S. 331. (邦訳, 48ページ), Willis, *op. cit.*, p. 109. アデナウアー曰く「シューマン・プランの内容は経済的に見ても大きな意義をもつことは確かであったが、しかし、より重要であったのは、その根本的な理念であった。それは、完全対等の基礎に立つ欧州諸国の共同体を生みだそうという理念であった。共同体とは、共同体の全メンバーが対等である場合にのみ成り立つ。この理念はドイツ、フランス、欧州、そして世界の政治にとってこの上ない影響をもつものであった」。

16) Hans-Peter Schwarz, *Adenauer: Der Aufstieg: 1876-1952*, Stuttgart, Deutsche Verlags-Anstalt, 1986, S. 719.

シューマン・プラン発表当時、アデナウアーはモネを中心としたフランスが本当に平等の立場を提案するのか疑っていたという<sup>17)</sup>。アデナウアーが終戦後から連合国との交渉で厳しい状況に常に置かれていたことを想起するならば、この時点でモネへの懐疑心が生じていたのは想像に難くない。それゆえ、以下で見るようにシューマン・プラン交渉が開始した当初は、西ドイツ政府代表の動きに目立ったものはない。それは、「主権国家」として初めての大きなヨーロッパ外交の舞台であったことが影響していたのもあるが、フランスの真意を探り、かつ自らの経済主権回復という目標を達成するために、相手の動向を注視しながら交渉に参加していたと捉えることができるであろう<sup>18)</sup>。

### 3 シューマン・プラン交渉の開始

シューマン・プラン発表後の1950年6月20日、ECSC設立のために各国代表団による第一次シューマン・プラン交渉がパリで開始された<sup>19)</sup>。HAへの権限委譲という超国家的な枠組みの受入を拒否したイギリスを除いたフランス(代表モネ)、西ドイツ(代表ハルシュタイン<sup>20)</sup>、Walter Hallstein)、イタリア

17) *KPB Bd. 2 1950*, 68. Kabinettssitzung am 23. Mai 1950, Anm. 30, S. 406, Schwarz, *a.a.O.*, S. 720, モネ, 前掲書, 71ページ。ただ、フランスも西ドイツとの和解を平等のもとに達成する必要性を感じていたのも確かである。1950年1月に問題化していたザール問題と関連してモネが次のように発言している。「平和というものは、平等の上にか成り立たない。1919年に失敗したのは、われわれが差別と優位性をもってこれに臨んだからである。いまのままだと、再び同じ過ちを繰り返すだけである」。この発言に表れているようにフランスにも独仏対等に基づく平和を考慮する姿勢があったことが窺われる。モネ, 前掲書, 55ページ。さらにこの時期、独仏企業の経済協力も高まりつつあったことは、ギリンガムも触れている。これらの事実も看過すべきではないであろう。Gillingham, "Solving", pp. 408-409.

18) *KPB Bd. 2 1950*, 78. Kabinettssitzung am 29. Jun. 1950, S. 492-493, Gillingham, *Coal*, p. 233, Stirk and Weigall, *op. cit.*, p. 64, Willis, *op. cit.*, pp. 104-105, 紀平英作「敗戦ドイツにとってのヨーロッパ統合 20世紀ヨーロッパ統合をみる一つの視点」(紀平英作編『ヨーロッパ統合の理念と軌跡』京都大学学術出版会, 2004年) 6-7ページ, 10-11ページ。

19) *AAPD 1949-50*, Dok. 71, S. 183-184, *KPB Bd. 2 1950*, 75. Kabinettssitzung am 20. Jun. 1950, S. 473. 6月20日から8月10日までを第一次シューマン・プラン交渉, 10月に本格的に再開するシューマン・プラン交渉(準備交渉は8月末に再開)を第二次シューマン・プラン交渉と呼ぶことにする。

20) 1901年生, 1982年没。戦前から戦後にかけて、大学(ロストック, フランクフルト, ジョージタウン)で教鞭をとる。1949年に西ドイツ・ユネスコ代表に就任。その後、新自由主義経済学者ノ

(代表タビアーニ, Paolo Emilio Taviani), ベルギー (代表シュエテンス, Maximilien Suetens), オランダ (代表スピールブルフ, Dirk Spierenburg), ルクセンブルク (代表ベラー, Albert Wehrer) が交渉に参加することになった<sup>21)</sup>。交渉の開催にあたって, シューマン外相は「交渉参加者は, 大胆な態度で困難に立ち向かうことが必要である。なぜなら今回の交渉には, 国家主権の一部を超国家機関へ委譲させる内容が含まれているからである」と発言し, 国益に拘ることのない協力的な態度を各国に求めた。議長を務めたモネは, 通常の国際会議で採用される準備会議を事前には設定せず, 始めから各国交渉団の代表と数人の諮問役による少数で会議を重ねた。これによってモネは交渉を速めようとしていた。交渉 2 日目, モネは自らが用意した 40 条からなる ECSC 設立条約草稿を配布せずに読み上げる形で全員に表明した<sup>22)</sup>。ここでモネは, シューマンが指摘したように「HA の超国家的な性格とその権限の強さ」を主張した。加えて, HA は各国政府から独立しており, 多数決による決定と独自財源を有するとされた。口頭での発表は, 文書にとらわれない意見交換を優先したからであった<sup>23)</sup>。

明らかにモネのリーダーシップが発揮された中で開始した交渉では, まずフ

レブケ (Wilhelm Röpke) の推薦で 1950 年にシューマン・プラン西ドイツ交渉団代表を任される。アデナウアーにこの代表として選ばれた過程は, *KPB Bd.2 1950*, 65. Kabinettsitzung am 12. Mai 1950, S. 381-382, Schwarz, *a.a.O.*, S. 723-726. Eckhard Wandel, "Adenauer und der Schuman-plan", *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 26. Jahrgang 2. Heft, Apr. 1972, S. 196-197 に詳しい。後に EEC 委員長になる。西ドイツの国交樹立政策ハルシュタイン・ドクトリンでも有名である。

21) Alan S. Milward, *The Reconstruction of Western Europe 1945-1961*, Berkeley & Los Angeles, University of California Press, 1984, pp. 397-407, Spierenburg and Poidevin, *op. cit.*, p. 11, Willis, *op. cit.*, pp. 87-88. また, イギリスが不参加を決定する過程の詳細については, Edmund Dell, *The Schuman Plan and the British Abdication of Leadership in Europe*, Oxford & Tokyo, Oxford University Press, 1995, Alan S. Milward, *The Rise and Fall of a National Strategy, 1945-1963*, London, Whitehall History Publishing, 2002, pp. 48-77 と細谷雄一「シューマン・プランとイギリス, 1948年-1954年 欧州統合のリーダーシップをめぐる構想と外交」『日本 EU 学会年報第 21 号 欧州統合の理論と歴史』有斐閣, 2001年, 34-63 ページを参照。イギリスのシューマン・プラン交渉への対応については, Alex May, *Britain and Europe since 1945*, London & New York, Longman, 1999, pp. 16-22 を参照。

22) モネ, 前掲書, 77 ページ。

23) Gillingham, "Solving", p. 414, Spierenburg and Poidevin, *op. cit.*, pp. 14-15.

ランスとベネルクス三国の対立が生じた。特に、オランダとベルギーは各政府の役割を明確にさせるために、閣僚理事会の設置か参加国からの常駐代表を選出することを要求した。閣僚理事会は各国政府からの代表で構成され HA の権限執行に規制を掛けるものであり、常駐代表の選出は HA の政策になんらかの影響を及ぼすことが目的であった。ベネルクス三国にとって、モネの想定する HA の権限はあまりに強すぎたのであった<sup>24)</sup>。1950年7月3日のシューマン・プラン交渉では、ベネルクス三国から HA への懸念が改めて表明され、モネは彼らの不安を再認識することになった。特にシュピーレンブルフは、HA の管理に政府が除外されているのは同意できないと反対した。その後、7月12日に至るまでモネとシュピーレンブルフとシュエテンスの間で協議が重ねられた。12日には、交渉に直接参加していなかったシューマンも各代表団に、HA の独立性が重要であることを伝えていた。こうして、7月20日にベネルクス三国はとりあえず HA の上位に閣僚理事会を据えることは断念し、併設機関の充実を図ることで妥協することになった。これ以降、HA とその併設機関との機能分担が具体的に議論されることになった<sup>25)</sup>。

また、ECSC の前身機関とされる IAR についてもシューマン・プラン交渉でどのように扱われたかを言及しておきたい。IAR は、フランスのイニシアチブのもとに立案され設立に至り、フランスにとって英米中心のルール地域の経済統制へ直接的な関与を可能にした機関であるが、その成果はあくまで限定的なものであった。なぜなら、フランスが設立当初目指した経営権への関与といった企業統治の根幹に立ち入ることは許されていなかったからである。加えて、ルール石炭鉄鋼業は依然アメリカとイギリスの軍政府（西ドイツ成立以降は連合国高等弁務官府）の影響下にあり、フランスは IAR 設立時期にルール統制体制への参画が認められたが、その経済統制はあくまでアメリカ主導によるものであった<sup>26)</sup>。このような状況の中で、フランスは IAR に代わるルール

24) May, *op. cit.*, p. 17, Spierenburg and Poidevin, *op. cit.*, p. 15

25) Gillingham, "Solving", pp. 414-416, Spierenburg and Poidevin, *op. cit.*, pp. 17-18.

26) IAR の設立交渉過程については、さしあたり拙稿「ルール国際機関の設立 設立交渉におノ

石炭鉄鋼業への統制組織という意味合いを持った ECSC 設立がアメリカの参加しない形で順調に進行するのであれば、当然 IAR 廃止をためらうことはなかったと言えよう。それゆえ交渉開始当初から西ドイツとフランスは IAR について非公式に協議を重ね、条約調印時に廃止の方向で調整される旨、合意が形成されていた<sup>27)</sup>。ただし、IAR の加盟国には、シューマン・プラン交渉への参加を見送ったイギリスも含まれていたため、最終的な問題はこのイギリスとの交渉に委ねられることが予想された<sup>28)</sup>。

以上のように、HA の権限および超国家性は、併設機関の設立でモネの当初の構想に比べて弱いものになった。ただ、超国家機関としての設立は決定した<sup>29)</sup>。また、IAR の問題についても最終的にイギリスの合意を取り付けることが必要とはいえ、基本的に解体の方向で参加国の合意は形成されていた。このように、シューマン・プラン宣言直後開始したシューマン・プラン交渉は、ベネルクス三国の反対は見られるものの概ね順調に進行したと捉えることができるであろう。しかし、この時点ではほとんど議論されないままに放置された問題があった。それがルール石炭鉄鋼業再編成問題（以下、ルール再編成問題と略す）についてであった<sup>30)</sup>。この未解決問題があったがゆえに、当初は同年10月末までには調印に至るであろうと考えられていたシューマン・プランは、調印までに半年の遅れをきたしたのである<sup>31)</sup>。以下ではその理由について見て

へける米仏の石炭鉄鋼業管理をめぐる対立と妥協を中心に」【経済論叢】第177巻第5・6号、2006年5・6月、71-89ページを参照。

27) Spierenburg and Poidevin, *op. cit.*, p. 21.

28) BA, B136/2472, Schuman-Plan Dok. 10, Unterlagen zum Schuman-Plan, Jun. 24 1950.

29) Spierenburg and Poidevin, *op. cit.*, pp. 14-19, Stirck and Weigall, *op. cit.*, pp. 65-66.

30) ルール再編成は Reorganisation of German Coal and Iron and Steel Industries の訳出である。これまでの先行研究では、このルール再編成を非集中化 (deconcentration) とカルテル解体 (decartelization) を併記して表現しており、ときにはどちらか一方を記したりするだけでルールの問題全体を表そうとしていた。しかし、これでは射程する範囲が不明瞭のままであった。それゆえ本稿では、これまで deconcentration や decartelization で表現されてきた問題をまとめてルール再編成問題として表記することに統一する。

31) Gillingham, "Solving", p. 422, Stirck and Weigall, *op. cit.*, p. 65, Lovett, *op. cit.*, p. 432. シューマン・プラン調印時の問題として、これまで触れてきたもの以外にも、ザールの問題と北アフリカ鉱床の問題があるが、これらは共同体全体に関わってくる問題というよりも個別に対応するノ

いくことにしたい。

#### 4 ルール石炭鉄鋼業再編成問題

ルール再編成問題を理解するために、まず当時のルール地域の統制体制に一瞥を加えておきたい。シューマン・プランが発表された当時の経済統制の中心にいたのは、石炭鉱業と鉄鋼業それぞれの統制グループ、英米仏石炭統制グループ (Combined Coal Control Group, 以下 CCCG と略す) と英米仏鉄鋼グループ (Combined Steel Group, 以下 CSG と略す) であった。この両連合機関が、それぞれ西ドイツ石炭鉱業と鉄鋼業の生産から販売に至るまで経済統制下においていた。しかし、実際にはドイツ炭鉱経営 (Deutsche Kohlenbergbauleitung, 以下 DKBL と略す) や鉄鋼信託者連合 (Stahltruhändlervereinigung, 以下 STV と略す) といったドイツ人で構成される下部組織に大幅な権限が委ねられており、石炭鉱業も鉄鋼業も比較的自由的な経済活動を行っていた。次節で交渉議題に挙がってくるドイツ石炭販売部 (Deutscher Kohlenverkauf, 以下 DKV と略す) も DKBL の下部組織であった。こうした経済統制機関の他に IAR が市場での配分量・分配先を決定・監視する役割を担っていた。

石炭鉱業と鉄鋼業が比較的自由的な経済活動を行っていたとはいえ、上記のように以前と変わらず経済統制下にあったのは事実であり、特に石炭への関心の高いフランスが1949年に CCCG と CSG に加わっていたことは、連合国の政策が西ドイツにとって厳しいものへ転換する可能性を孕むものであった。そして、あくまで連合国の経済統制の最終目標は、ルール地域の石炭鉄鋼業を再編成し、過度に経済力が集中しないことであった。これは1945年のポツダム宣言以降、変わらぬ方針として存在していた<sup>32)</sup>。これまでの先行研究においては、

べき問題であったので、今回は分析対象からは除外し、今後の研究課題にすることにしたい。

32) *KPB Bd 3 1950*, Nr. 47, S. 148. 連合国の経済力集中排除政策が課された主な分野は、石炭鉄鋼業の他に化学、銀行、映画の分野が挙げられる。化学産業については、工藤章『現代ドイツ化学企業史 IG ファルベンの成立・展開・解体』ミネルヴァ書房、1999年、275-384ページノ

IAR のみをルール地域の経済統制機関の中心と見なすものが多く見受けられるが、この地域の経済統制機関と言った場合、CCCG=DKBL や CSG=STV こそが統制体制の中枢にあったことはしっかりと認識されるべき事実であろう。これらの組織は、石炭鉄鋼業分野において連合国政策決定者と西ドイツ政策決定者と連絡を密にとりながら、ルール再編成に取り組んでおり、次節で分析される問題でも具体的な政策立案で重要な役割を果たしていた<sup>33)</sup>。

当時このルール再編成問題における方針を規定していたのが、連合国高等弁務官府法律27号（以下、27号と略す）であった。これは1950年5月16日に公布されたものであるが<sup>34)</sup>、実際は前月の4月13日に公布されるはずのものであった。公布が一ヶ月遅れたのはドイツ人にルール再編成の権限を認めた前文にフランスが反発し拒否権を発動したためであった。そのため、西ドイツ国内でこの27号は、高等弁務官府のシューマン・プランに対するコメントとして受け止められたという。6月5日の週刊新聞ベルト (*Die Welt*) には「高等弁務官府がその権限を委譲するどころか27号によって拡大しようとしている」という記事が掲載された。連合国によるルール企業の再編成がシューマン・プランの実現とともに終焉することを期待していたドイツ人は、アメリカが自分たちに配慮した法律を作成したとはいえ、連合国がこれまでと変わることなくその問題に取り組もうとしていたことに失望を覚えたのであった<sup>35)</sup>。

これに対して27号の公布時期を遅らせたフランスの意図は、次のように理解されるであろう。まず、モネは ECSC 設立条約案の中で、ルール再編成問題

を、銀行については、石坂綾子「ドイツ連邦銀行制度の成立過程 (1945-1957) 中央銀行の独立性と連邦的性格をめぐって」【土地制度史学】第158号、1998年1月、1-17ページを参照。映画については Ufa の問題が有名であるが、これについては今後の検討課題にすることにしたい。

33) Gillingham, "Solving", p. 412. IAR をルール地域の経済統制体制の中心と見なす立場は、例えば石山、前掲論文、2-3ページ。こうした理解では、なぜ連合国高等弁務官府法律27号によるルール再編成が ECSC 設立条約調印に向けての大きな障害になったのかを正確に把握できない。

34) Beate Ruhm von Oppen (ed.), *Documents on Germany under Occupation 1945-1954*, London etc., Oxford University Press, 1955, pp. 490-492.

35) Richard. T. Griffiths, "The Schuman Plan Negotiations: The Economic Clauses" in *Die Anfänge des Schuman-Plans 1950/51*, hrsg von Schwabe, S. 61-62, Willis, *op. cit.*, p. 118.

に関係する条項として「カルテルと集中」について示していた。しかし、「共同体が同一の競争状態を確保し、競争を人為的に妨げるものは取りのぞく」という以上のことは述べられていなかった<sup>36)</sup>。しかも、シューマン・プラン宣言においても、「HA は、鉄鋼企業分割の枠組みについて何らかの決定を下すことはない。また、HA は連合国の経済統制団体の権限を認め、西ドイツに発生する義務へは干渉しない」としており、交渉中であった27号についての内容には、シューマン・プラン交渉では触れないことを宣言していた<sup>37)</sup>。つまり、この時点でフランスはルール再編成問題を高等弁務官府法律で解決し、その後シューマン・プランで設立される ECSC によってルール地域の企業を管理するという方向性を描いていたと言えるであろう。

こうした状況下でシューマン・プラン交渉において、27号に具体性が伴っていなかったこともあり、ルール再編成問題は未解決のまま時を経過させていた。つまり、国家主権の委譲をとまなう HA の設立という画期的な計画が進行する中、その前提条件となる平等参加を考えた場合、いずれ必ず解決に向けて動く必要が出てくるルール再編成問題は水面下で存在したままにあり、その解決の時を待っていたのである<sup>38)</sup>。

## 5. 朝鮮戦争とシューマン・プラン

そして、いま一つシューマン・プランを議論する上で重要な契機となったとされる問題がある。1950年6月25日に勃発した朝鮮戦争である。通説では、この戦争がヨーロッパでの西ドイツの地位を劇的に変化させることになった、と言われている。なぜなら、朝鮮戦争によって西ドイツの国際政治上の重要性は一気に高まり、西ドイツ再軍備の問題が浮上することになったと考えられているからである。加えて、その西ドイツ再軍備問題は、シューマン・プラン交渉

36) AAPD 1949-50, Dok. 72, S. 187-188.

37) Griffiths, *op. cit.*, p. 61.

38) KPB Bd. 2 1950, 82. Kabinettsitzung am 11. Jul. 1950, S. 533.

にも大きく影響を及ぼすことになったと主張する論者は多い<sup>39)</sup>。これはシューマン・プラン宣言に前述した「不戦共同体」に言及する文言が挿入されていたことが理由の一つであり、実際西ドイツ再軍備のもとに軍事需要が喚起されるルール地域の石炭鉄鋼業が競争力を復活させると、西ドイツが経済的にも脅威になることはどの関係各国にも予想される事態であった。事実、シューマン・プラン交渉の中心にいたモネは朝鮮半島の状況を非常に危惧していたという。フランスは、そうした西ドイツ再軍備による間接的影響で西ドイツ鉄鋼業が復活し成長することを絶対に避けなければならなかった<sup>40)</sup>。

しかし、著者はそうしたシューマン・プランと西ドイツ再軍備問題を直接結びつけて理解する立場に与しない。なぜなら、こうした理解ではシューマン・プランを契機としてルール再編成問題の解決とともにヨーロッパ統合の進展が図られる過程を正確に把握することができないからである。モネは、朝鮮戦争勃発により可能性が高まった西ドイツ再軍備問題のイニシアチブをとるために、ヨーロッパ軍を創設し西ドイツ軍をその指令下に編成するというプレバン・プランを作成した。それゆえ、軍事的な安全保障の問題はこのプレバン・プランによって解決が模索されたと考えるべきである。シューマン・プランの短期的第一目標は、あくまで超国家機関を備えた ECSC 設立であって、西ドイツの軍事的封じ込めではない。シューマン・プランは軍事的な安全保障問題をも視野に入れて立案されたとはいえ、本来は当時解決すべき経済的問題のために立案されたものである。経済的問題こそが、シューマン・プランの第一目標であるという視点ははずらすべきではない。シューマン・プランを西ドイツ再軍備の問題を安易に結びつけて政治の交渉道具として理解することは、シューマン・

39) *FRUS 1950 vol. III*, Bruce to the Secretary of State, Sep. 12 1950, p. 749, Gillingham, "Solving", p. 422, Gillingham, *Coal*, p. 262, John Gillingham, "The German Problem and European Integration" in *Origins and Evolution of the European Union*, ed. by Desmond Dinan, Oxford & New York, Oxford University Press, 2006, pp. 66-70, Warner, Steel, p. 18, 細谷雄一『戦後国際秩序とイギリス外交 戦後ヨーロッパの形成 1945年～1951年』創文社, 2001年, 222-223ページ。

40) Spierenburg and Poidevin, *op. cit.*, p. 19, 小島健『欧州建設とベルギー統合の社会経済史的研究』日本経済評論社, 2007年, 186-187ページ。

プランそれ自体の本来の意義を見逃すことになる<sup>41)</sup>。

以上の理由から、次節では対象をルール再編成問題めぐる主要関係各国の議論に限定しながら、ECSC 設立条約調印の過程を見ていくことにする<sup>42)</sup>。

41) 特に日本では細谷雄一「ヨーロッパの復興と自立」(渡辺啓貴編『ヨーロッパ国際関係史』有斐閣、2002年) 141-142ページに見られるように、モネによってシューマン・プランを救い出すためにプレバン・プランが作成されたというこの時期の解釈が定着している。山本健「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体 (ECSC) の成立をめぐる国際政治過程1950-51年 仏・米・西独関係を中心に」『一橋法学』第1巻第2号、2002年6月、474-493ページ、金子新「西ドイツ再軍備問題とシューマン・プラン アデナウアーの西側統合の起源、1949年~51年」『法学政治学論究』第59号、2003年12月、259-291ページ、などはそうした理解を継承している。また近年の戦後ヨーロッパ国際政治史分野での戦後ヨーロッパ統合を「EC-NATO-CE 体制」なる軍事・経済・人権分野のそれぞれを核とする三重の共同体として描くことが、共通の理解として存在しているが、マーストリヒト条約以前の EC を経済の中心とした枠組みと捉えるならば、なおのこと一層 ECSC 設立交渉過程は経済的な問題が解決される過程として分析される必要があるであろう。原典・ヨーロッパ統合史研究会編、遠藤乾・川嶋周一(コーディネート)『ヨーロッパ統合史史料総覧 米各国のヨーロッパ統合史史料集の採録史料一覧』旭図書館刊行センター、2004年、1ページを参照。

42) ECSC 設立条約調印に向けてはベルギー炭鉱の問題も大きな課題となった。FRUS 1950 vol. III, Bohlen to the Secretary of State, Oct. 25 1950, p. 760, FRUS 1950 vol. III, Memorandum by the Thorp to the Secretary of State, Dec. 14 1950, p. 765. これについての詳細な分析は、小島、前掲書、175-219ページを参照。